

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

平成30年9月7日 午後 3時20分 開 議

出 席 委 員

委 員 長 田 谷 文 子
副委員長 設 楽 健 夫
委 員 岡 崎 勉
委 員 久 松 公 生

欠 席 委 員

委 員 古 橋 智 樹

出 席 説 明 者

市 民 部 長 田 崎 清
生活環境課長 廣 原 正 則

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 檜 山 宏 美

議 事 日 程

平成30年9月7日（金曜日）午後 3時20分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について
- (2) ニセ電話詐欺撲滅宣言について
- (3) その他

3. 閉会中の所管事務調査の申し出について

4. 閉 会

開 議 午後 3時20分

○田谷文子委員長

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、檜山係長を指名します。

初めに、本委員会に付託されました請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

まず、書記に請願書を朗読させます。

○議会事務局（檜山宏美君）

それでは、朗読いたします。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

2018年8月8日。団体名、茨城県教職員組合。請願代表者氏名、杉山繁ほか148名。紹介議員氏名、川村成二。

請願主旨。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。

特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

請願事項

- 1、計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上です

○田谷文子委員長

以上で、朗読が終わりました。

それでは、本請願書の取り扱いにつきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ないようですので、これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、ただいま、本委員会で採択いたしました請願第2号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書の提出が求められておりますので、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）についてを議題といたします。

ここで、意見書（案）の配布をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時29分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

配布漏れはございませんか。

それでは、ただいまお手元にお配りいたしました意見書（案）を書記に朗読させます。

（意見書（案）について発言する者あり）

○議会事務局（檜山宏美君）

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）について。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働は正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記。

- 1、計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
 - 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
- 以上です。

○田谷文子委員長

以上で、朗読が終わりました。

それでは、意見書（案）につきましてご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ないようですので、意見書（案）につきまして採決いたします。

本意見書（案）を国の関係機関に提出することについて、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって国の関係機関に提出すべきものと決定しましたので、この案文を議長あてに提出させていただきます。

なお、本意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長あてに申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時34分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

次に、ニセ電話詐欺撲滅宣言についてを議題といたします。

去る8月28日、全員協議会において議長から話がありましてとおり、土浦警察署管内においてニセ電話詐欺の被害が依然として多発していることから、土浦警察署管内の土浦市、本市においてニセ電話詐欺撲滅を宣言し、各種行政団体が一致団結し犯行を未然に防止する必要がある旨、土浦警察署長から議長に依頼があり、所管であります文教厚生委員会で審議することとなりました。

それでは、宣言内容を審議するために、土浦警察署管内におけるニセ電話詐欺の被害の状況について説明を求めます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

本会議に続きまして、ご苦労さまでございます。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、茨城県内及び土浦警察署管内における被害状況について、廣原課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

資料につきましては、ニセ電話詐欺の現状ということで、土浦警察署からの資料でございます。そちらをごらんいただきたいと思います。

1の茨城県内及び土浦警察署管内におけるニセ電話詐欺の認知状況でございますけれども、平成29年中の認知件数、被害額については、土浦警察署管内では、オレオレ詐欺15件、1210万円、架空請求5件、1700万6000円、合計20件、2910万6000円の被害額となっております。

平成28年と比較しますと、全体では、認知件数、被害額ともに減少しておりますが、県内ではオレオレ詐欺や融資保証金の認知件数など増加している状況となっております。

また、表にはございませんが、平成29年におきます当市の被害状況については、オレオレ詐欺が2件、375万円の被害となっております。

平成29年と平成28年を比較しますと減少傾向にあるものの、下のグラフの土浦警察署管内の推移を見ていただきますと、平成28年の認知件数については突出して多い状況であり、その他の年については年間20件程度の被害が発生し、依然としてニセ電話詐欺被害が後を絶たない状況となっております。

また、3の平成29年中の被害者の性別、年齢等を見ますと、70代以上が全体の約75%を占め、また、女性の被害が8割を占めている状況でございます。

次のページ、4の土浦警察署における抑止対策事例ですが、主な対策としましては5項目のとおりとなっております。（1）コンビニエンスストアに対し定期的に立ち寄りを行い、架空請求詐欺抑止対策を推進すること。（2）年金支給日における管内銀行等における警戒活動を行っていること。（3）

地元新聞店に月に1回折り込みチラシを配付していること。(4)各種防犯講話などを行っていること。

(5) ひばりくん防犯メールによる周知活動などを実施している状況でございます。

また、市役所におけます抑止対策ですが、ニセ電話詐欺多発警報発令時等においては、防災無線による周知放送、加えて、市のメールマガジンの配信、市アプリによるプッシュ配信、ツイッターなどSNSを利用した配信のほか、庁舎へのポスター掲示、広報紙の表紙に毎月表示するなど、注意喚起並びに周知を行っている状況でございます。

本年度におきましては、茨城県生活文化課が実施しております自動通話録音装置貸し出しモデル事業によりまして、県から市が装置を50基ほど借り入れまして、高齢者世帯に無償貸し出しすることなどを行う予定となっております。

また、次のページ、7の詐欺被害の実例ですが、(1)キャッシュカードをだまし取られることや、(2)キャッシュカードとクレジットカードをだまし取られる、(3)現金300万円をだまし取られるということがございまして、最近の傾向としましては、キャッシュカード、クレジットカードをだまし取られる等の被害が多発しているということをうかがっております。

現状としましては、以上でございます。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

ご質問等はございませんか。

岡崎委員。

○岡崎 勉委員

被害は、かすみがうら市のどこになりますか。

○田谷文子委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これは土浦警察署からの情報でございますが、細かい場所までは警察としても出せない情報かと思えます。

○田谷文子委員長

岡崎委員。

○岡崎 勉委員

農家のほうが結構留守番していて、電話に出ちゃうのだと思います。

○田谷文子委員長

ほかにご覧いませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問がないようですので、質疑を終了いたします。

これで、執行部の方々には、退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時42分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま執行部から説明がありました内容を踏まえ、ニセ電話詐欺撲滅宣言について、委員会提出の決議（案）として提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、委員会提出の決議（案）とすることに決定しました。

ここで、決議（案）の配布をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時43分

再 開 午後 3時43分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

それでは、お手元にお配りしました決議（案）を書記に朗読させます。

○議会事務局（檜山宏美君）

ニセ電話詐欺撲滅宣言に関する決議（案）。

かすみがうら市では『安心で安全なまちづくり』の実現に向け、官民一体となり、様々な活動に取り組んでおりますが、ニセ電話詐欺による被害が後を絶たず、高齢者をはじめとした多くの市民が被害にあっております。

人々の不安につけこみ、人と社会の信頼関係を逆手に取るなどして財産を奪う極めて卑劣な犯罪を、これ以上許すわけにはいきません。

ニセ電話詐欺は、一部の不注意な人が被害に遭っているものではありません。

次々に考え出される巧妙な手口により、誰もが騙される危険があると考え、私たち一人ひとりが心の備えをしておくことが大切です。

犯罪者は、あなたの子や孫、会社員、行政職員等になりすまし、巧みに現金を請求してきます。

「お金を送って」「お金を渡して」「お金を返します」等の言葉には十分注意し、絶対に一人で判断せず、振り込みや送金をする前に、家族、警察、相談窓口を確認することが大切です。

私たちは、市民の皆様に対し、ニセ電話詐欺への警戒と十分な対策を求めるとともに、市民を被害から守るため、警察署及び各種金融機関並びに関係機関・団体と連携を図り、被害の根絶を目指すため、かすみがうら市を「ニセ電話詐欺撲滅都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。茨城県かすみがうら市議会。

以上です。

○田谷文子委員長

以上で、朗読が終わりました。

それでは、決議（案）につきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

それでは、ないようですので、お諮りいたします。

本決議（案）を議場に提出することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本決議（案）を議長あてに提出させていただきます。

次いでお諮りいたします。

本案につきましては、議長に対し、質疑及び討論を省略の上、採決いただくよう即決の申し出をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

それでは、そのように議長あてに申し入れさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

所管事務調査案をお手元に配布しておきました。

お諮りいたします。

本案のとおり、議長あてに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

それでは、そのように議長あてに申し入れさせていただきます。

次に、茨城県市議会議長会主催による平成 30 年度第 1 回議員研修会の出席者の選出についてを議題といたします。

来る 11 月 19 日月曜日から 20 日火曜日までの 2 日間にわたり、茨城県市議会議長会主催による平成 30 年度第 1 回議員研修会がつくば市のホテルオークラフロンティアつくばで開催されることから、各常任委員会からそれぞれ出席者 1 名を選出されるよう求められております。

なお、本研修の 2 日目が第 4 回定例会の初日の日程と重なっていることから、1 日目のみの参加をお願いします。

これより、本研修の出席者につきましてご意見等をお伺いいたします。

どなたかご推挙いただけますでしょうか。

岡崎委員。

○岡崎 勉委員

久松委員をお願いします。

○田谷文子委員長

ただいま、岡崎委員から久松委員を本研修の出席者に推薦するのご意見がございました。

それでは、久松委員を本研修の出席者として議長に報告することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時48分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 田 谷 文 子